

65歳以上
の方対象

運転免許証を自主返納されると

路線バス運賃が半額になります！

割引対象者

65歳以上の方で、平成22年10月1日以降に有効期限がある運転免許証を自主返納された方

※65歳未満の時点ですでに運転免許証を返納された方は、65歳になった時点で申請されても対象になりません。

※有効期限が失効した運転免許証をお持ちの方は対象になりません。

最寄りの警察署にて**申請による運転免許の取消通知書**を発行してもらいます。

申請による運転免許の取消通知書を持参して下さい。

右図の**運転免許証返納割引証**を発行いたします。

(割引証の発行に15～20分ほどかかります。)

※**運転経歴証明書**では、**自主返納の確認が出来ないため割引証の発行は出来ません。**

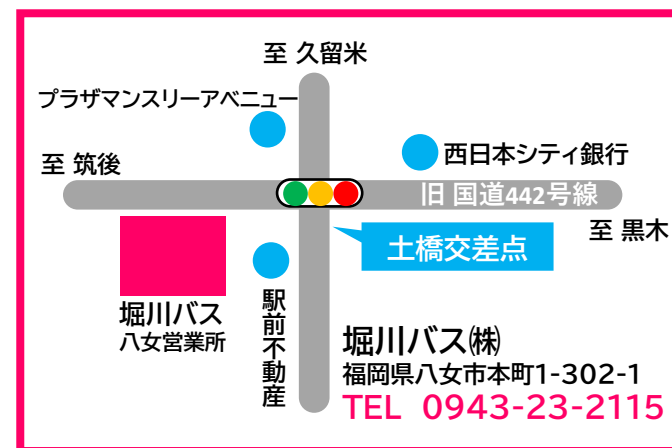
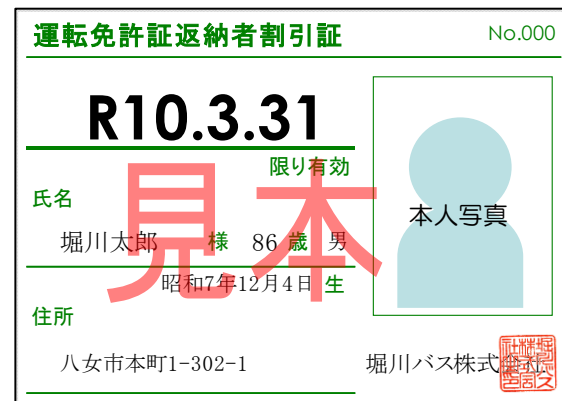
●受付時間 平日のみ 9:00～18:00

(土曜日・日祝日は受付できませんのでご了承ください。)

バス運賃のお支払いの際に**運転免許証返納割引証**をご提示いただくと運賃が半額になります。

(現金または、ニモカなどの交通系ICカードでお支払い下さい。)

- 割引証有効期限 発行日より5年間有効、その後は5年毎に更新します。
- 割引額 普通旅客運賃の半額
※ 現金・交通系ICカード(ニモカなど)でのお支払のみ割引対象です。
※ 定期券の購入や障がい者割引などの他の割引との併用は出来ません。
- 割引対象路線 堀川バス全路線



穴の開いた運転免許証や運転経歴証明書を見せて頂いても運賃は半額にはなりません。